

見積り合わせに関する募集（役務）

1 調達内容

(1) 調達件名

令和7年度 廃棄物収集運搬処理業務委託（砺波市）

(2) 調達案件の仕様、契約期間及び排出場所

別添「仕様書」による。

2 見積り合わせ参加に必要な書類

(1) 見積書

宛名は「支出負担行為担当官 富山労働局総務部長」とすること。

※別区域（富山労働局HPに掲載中）の見積り合わせにも参加する場合は、見積書を区域ごとに分けて作成すること。

(2) 砺波市内での一般廃棄物収集運搬業の許可を有していることを証明する書類

（例：市発行の一般廃棄物収集運搬業許可証（写））

(3) 富山県内での産業廃棄物収集運搬処理業の許可及び産業廃棄物処分業の許可を有していることを証明する書類

（例：産業廃棄物収集運搬業許可証（写）及び産業廃棄物処分業許可証（写））

(4) 誓約書（別紙）

3 見積書等関係書類の提出期限及び場所

令和7年3月10日（月）17時15分まで

持参、メール、FAX又は郵送とする。郵送の場合、提出期限必着とする。

〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階

富山労働局 総務部総務課会計第一係 担当 藤樫

TEL 076-432-2727 FAX 076-432-6471

E-mail kaikai-toyamakyoku.a15 (★) mhlw.go.jp ※ (★) を@に変更してください。

4 見積り合わせの結果通知

令和7年3月11日（火）12時00分までに、見積り合わせに参加した者に通知する。

5 その他留意事項

(1) 見積金額について

見積書の様式は任意とするが、

① 別添仕様書に示す排出場所ごとの廃棄物収集運搬処理業務の年間合計金額（業務に必要なとなる一切の諸経費を含む。）

② 「ゴミ袋の単価（税込）」に「年間使用予定量（砺波労働基準監督署200枚・砺波公共職業安定所370枚）」を乗じた合計金額

以上①②を記載すること。なお、金額は見積もった金額の110分の100に相当する金額（以下「税抜価格」という。）、消費税及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）及び税抜

価格に消費税額を加算した合計金額を記載すること。ただし、免税業者においては、見積書にその旨を明記すること。

(2) 契約の相手方の決定について

総価において最低価格を提示した事業者を、契約の相手方として決定する。

(3) 契約書の作成を要する。

(4) 国の予算成立との関係について

契約締結日は令和7年4月1日とする。ただし、契約締結日までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

誓約書

当社は、下記（１）から（６）のいずれの要件も満たしていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、必要に応じて、証明書等の追加資料の提出を求められることについて了承します。

記

- （１） 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- （２） 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （３） 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- （４） 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- （６） 労働関係法令を遵守している者であり、過去 1 年以内に当該業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

廃棄物収集運搬処理業務委託（砺波市）仕様書

1 目的

廃棄物の収集運搬及び処理を適正に行い、庁舎環境の保全を図ることを目的とする。

2 排出場所

砺波労働基準監督署（砺波市広上町5-3）

砺波公共職業安定所（砺波市太郎丸1-2-5）

3 業務内容

- (1) 可燃物（生ごみ、紙くず、これらに準ずるくず類等）の収集運搬は、毎週木曜日に行うこと。
- (2) 不燃物（ビン、カン、ペットボトル容器等のリサイクル対象ごみ）の収集運搬は、砺波労働基準監督署については毎月第3火曜日、砺波公共職業安定所については毎月第1火曜日に行うこと。
- (3) 古紙（新聞、雑誌、段ボール等）の収集運搬は、砺波労働基準監督署については毎月第3火曜日、砺波公共職業安定所については毎月第1水曜日に行うこと。
- (4) 産業廃棄物（金属くず、ガラスくず及び陶器くず等のごみ。ただし、乾電池を除く。）については、原則2月又は3月に1～2回程度収集することとし、廃棄物がある場合のみ監督署・安定所から電話により依頼する。各回収先の職員からの連絡を受け、日程調整の上、取りまとめられた廃棄物を回収、運搬すること。
- (5) 収集運搬日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌開庁日に収集すること。
- (6) 年末年始・大型連休・お盆休み等の長期休暇期間における収集のできない日については、休日明け早々の日を臨時収集日と指定する。
- (7) 毎月、前月分の廃棄物処理量の実績報告書を提出すること。
- (8) 産業廃棄物の収集があった場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。
- (9) 砺波市指定の可燃物用ゴミ袋を富山労働局総務課からの発注により、各署所に4月と10月の2回に分け納品すること。なお、発注は4月・10月の15日（土日祝祭日に当たる場合は翌開庁日）までに行うこととし、納品は月末までとする。

4 年間排出予定量

砺波労働基準監督署	可燃物	330kg
	不燃物（リサイクル対象ごみ）	50kg
	古紙	100kg
	産業廃棄物	5kg

砺波公共職業安定所	可燃物	1, 700 kg
	不燃物（リサイクル対象ごみ）	30 kg
	古紙	100 kg
	産業廃棄物	5 kg

※年間排出予定量は、あくまでも予定であり、増減があることを了承すること。

5 可燃物用ゴミ袋年間使用予定量（単価契約）

砺波労働基準監督署 450サイズ 200枚

砺波公共職業安定所 450サイズ 370枚

※可燃物用ゴミ袋年間予定使用量は、あくまでも予定であり、増減があることを了承すること。

※緊急に必要なが生じた場合等は、上記3（7）以外の日に納期を定めて発注する場合があります。

※ゴミ袋は1枚単位での発注となるので、留意すること。

6 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

7 再委託について

契約業者は、業務の全部又は一部を第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。）

8 その他の注意事項

（1）砺波市内での一般廃棄物収集運搬業の許可及び富山県内での産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処分業の許可を有していること。

（2）廃棄物の最終処分場について所在地等明らかにすること。

（3）個人情報の取扱いを適正に行うこととし、廃棄物の処理に当たっては法令を遵守すること。